

被災農業者向け経営体育成支援事業（平成25年度の大雪） Q & A

基本的な事項

- (問 1) 本事業の対象となる被災農業者の「農業者」の範囲は具体的にどこまでか。
- (問 2) 農業振興地域外でも助成を受けられるのか。
- (問 3) 居住している市町村とハウス等が設置されている市町村が異なる場合、どちらの市町村に事業の要望をすることとなるのか。
- (問 4) 撤去費の単価はどのように決定したのか。「農業者負担のないよう定額助成」とされているが、この単価では農業者負担が生じるのではないか。
- (問 5) 国の助成単価の算出ベースとなっている標準的な撤去とはどのようなものか。
- (問 6) 撤去費の単価は農業用ハウスについてのみ定められているが、その他の施設についてはどのような取扱いになるか。（畜舎、果樹棚、農作業用施設（農機具格納庫、農業用資材保管庫等）など）
- (問 7) 施設の規模を縮小する場合や露地栽培に切り替える場合でも撤去の対象となるのか。
- (問 8) ハウス等の撤去費について、国と地方公共団体が 2 分の 1 ずつ負担するとされているが、地方公共団体が負担しない場合は国の助成が受けられないのか。
- (問 9) 再建・修繕は地方公共団体の負担が前提となっているのか。
- (問 10) 再建・修繕に要する経費をすぐに支払う必要があり、全額を自己資金で支払った場合は対象となるのか。
- (問 11) 再建・修繕に要する経費をすぐに支払う必要があり、全額を融資を借り入れて支払った場合は対象となるのか。
- (問 12) 施設の設置箇所を移動して再開する場合も助成の対象となるか。
- (問 13) 農業用機械の購入は助成の対象となるか。
- (問 14) 対策期間はいつまでか。
- (問 15) 再建等したハウス等に係る財産処分制限の取扱いはどうなるのか。

手続き

- (問 16) 外注の場合、着工に当たり見積合わせは必要か（業者が不足しており複数の見積もりを徴取することが難しい）。
- (問 17) 事前着工に当たって必要な書類は何か。
- (問 18) 本事業の申請手続きは怎么样了なっているか。

対象範囲

- (問 19) 半壊の場合、修繕又は再建のどちらを採用するか判断はどのように行うのか。
- (問 20) 再建、修繕は被災前の施設等と同程度のものとされているが、「同程度」とはどのようなものか。
- (問 21) 施設の機能強化や規模拡大を行う場合の取扱いはどうなるか。
- (問 22) 被災前の施設が国の補助事業で整備した施設である場合、助成対象となるか。
- (問 23) キノコ栽培、わさび用ハウスや内水面漁業用ハウスは対象となるか。
- (問 24) いわゆるトンネルは助成の対象となるか。

(問25) 果樹のハウスが被災している場合において、別の成園（露地栽培）にハウスを設置する場合、撤去費及び別ほ場でのハウス整備は対象となるか。

補助対象の詳細

- (問26) 再建に当たり、加温用ボイラーや水耕栽培用ベンチ等の附帯施設の購入は支援の対象となるか。
- (問27) 観光農園を再建する場合、どこまで対象となるか。
- (問28) ハウスの中に果樹棚がある場合の撤去の取扱いはどうなるか。
- (問29) 畜舎を再建する際、家畜を一時待避させるための仮設畜舎の設置（又はレンタル）は対象となるか。
- (問30) 加温器用の重油が流出したり、粉碎したガラスが散乱するなどして土壌を汚染している場合、土の入れ替えは助成の対象となるか。
- (問31) 加温器用の重油（タンク等に溜まっているもの）の撤去費は対象となるか。
- (問32) 再建に当たり古材を使うことは可能か。
- (問33) ハウスの被覆材（ビニール等）のみの被災は対象となるか。
- (問34) 大雪の被害を回避するためにビニールを切り裂いたが、この修繕も対象となるか。
- (問35) 骨材等の廃材を処分するに当たって利益が発生する場合、事業費はどのように算定すればよいか。

撤去関係

- (問36) 撤去費の単価について、自力撤去とそれ以外との考え方はどうなっているのか。
- (問37) 被災農業者等がグループをつくり共同で撤去を行う場合は自力撤去となるのか。
- (問38) ガラスハウス等（単価①～④）を自力撤去する場合はどの単価が適用されるのか。
- (問39) 単価②にはどのようなハウスが該当するか。
- (問40) 撤去について、本事業と環境省の災害等廃棄物処理事業を組み合わせることは可能か。可能な場合、留意すべき点は何か。

被災農業者向け経営体育成支援事業（平成25年度の大雪） Q & A

基本的な事項

（問 1）本事業の対象となる被災農業者の「農業者」の範囲は具体的にどこまでか。

（答）

農業経営を行っている者で今後も農業経営を継続する方が対象となる（自給的農家、家庭菜園は対象としない）が、個別の判断は市町村が行うことになる。

（問 2）農業振興地域外でも助成を受けられるのか。

（答）

本事業では、地域の限定をしないため、農業振興地域外の被災施設も対象となる。

（問 3）居住している市町村とハウス等が設置されている市町村が異なる場合、どちらの市町村に事業の要望をすることとなるのか。

（答）

ハウス等が設置されている市町村に事業の要望をすることとなる（いわゆる属地主義）。

（問 4）撤去費の単価はどのように決定したのか。「農業者負担のないよう定額助成」とされているが、この単価では農業者負担が生じるのではないか。

（答）

農林水産省で把握している実績等をもとに算出したものであり、基本的にはこの単価で標準的な撤去費は対応できると考えている。この単価を超える部分は、農業者の自己負担となる。

ただし、次のように、国が定めた助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができる。

- ア 設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べ費用が増加
- イ 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加
- ウ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設とは別に費用が増加
- エ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加
- オ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加

(問5) 国の助成単価の算出ベースとなっている標準的な撤去とはどのようなものか。

(答)

国の助成単価の算出のベースとなっている標準的な撤去とは、施設の設置場所が平地であり、施設内に複雑な設備が施されていないケース等を想定している。

(問6) 撤去費の単価は農業用ハウスについてのみ定められているが、その他の施設についてはどのような取扱いになるか。(畜舎、果樹棚、農作業用施設(農機具格納庫、農業用資材保管庫等)など)

(答)

畜舎の単価については4,500円/㎡に設定したところである。

また、果樹棚についてはハウスの撤去費単価(290円/㎡又は110円/㎡)を、農作業用施設(農機具格納庫、農業用資材保管庫等)については畜舎の撤去費単価(4,500円/㎡)を準用することとしている。

(問7) 施設の規模を縮小する場合や露地栽培に切り替える場合でも撤去の対象となるのか。

(答)

原形復旧が原則であるが、施設規模が縮小となる場合(ハウスを2棟から1棟に減らす等)でも、農業経営が再開・維持される場合には助成の対象となる。

また、施設栽培から露地栽培に切り替える場合も対象となる。

(問8) ハウス等の撤去費について、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担するとされているが、地方公共団体が負担しない場合は国の助成が受けられないのか。

(答)

撤去費は地方公共団体が2分の1相当を負担することを前提としており、地方公共団体が負担しない場合は国の助成も行わないこととしている(負担が2分の1未満の場合も国の助成は行わない)。

(問9) 再建・修繕は地方公共団体の負担が前提となっているのか。

(答)

本事業における再建・修繕については、地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)による支援又は助成対象者が融資を受けることにより国の助成を受けることが可能である。

(問10) 再建・修繕に要する経費をすぐに支払う必要があり、全額を自己資金で支払った場合は対象となるのか。

(答)

とりあえず全額を自己資金で対応した場合は、地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援又は融資を受けることにより本事業の助成の対象とすることが可能である。

(問11) 再建・修繕に要する経費をすぐに支払う必要があり、全額を融資を借り入れて支払った場合は対象となるのか。

(答)

とりあえず全額を融資を受けて実施した場合も本事業の対象とすることが可能である。

ただし、国・地方公共団体を併せた助成金が、被災施設の再建・修繕に充当されることがわかるように資料等を整理する（施設の修繕のために借り入れた融資の返済等）必要がある。

(問12) 施設の設置箇所を移動して再開する場合も助成の対象となるか。

(答)

設置箇所を移動して設置することも可能であるが、その理由（将来の災害の防止や地権者との関係等）を整理しておく必要がある。

また、移動して設置するために新たに水道、電気工事が必要となるのであればそれらも対象となる。

(問13) 農業用機械の購入は助成の対象となるか。

(答)

助成対象となる。

ただし、耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものは対象とならない。

(問14) 対策期間はいつまでか。

(答)

本事業は、被災した農業者が農業経営を再開・維持することを目的として、農業生産に必要な施設の復旧を緊急に実施するものである。

そのため、施設の再建・修繕は、平成26年度中に完了していただく必要がある。

（このように、平成 26 年度末までに行うのが基本と考えているが、これで対応できないことがあれば、事情をよく伺った上で検討する考え。）

(問15) 再建等したハウス等に係る財産処分制限の取扱いはどうなるのか。

(答)

他の国庫補助事業と同様に、耐用年数期間内は処分制限がかかることから、再建後、耐用年数期間が満了する前に営農を中止するような場合は財産処分（補助金返還等）の手続きが必要となる。

手続き

(問16) 外注の場合、着工に当たり見積合わせは必要か（業者が不足しており複数の見積もりを徴取することが難しい）。

(答)

原則として複数者（3者以上が望ましい）から見積合わせを徴取する必要があるが、見積もりを依頼する業者が複数者いないなどの場合は弾力的に扱って差し支えない。この場合、業者が複数者いない等の状況を整理しておく必要がある。

なお、事業計画の承認前に既に着工している場合は見積合わせ等は求めないこととしているが、今後、本事業の実施通知の施行以降は、事業計画の承認前に事業に着手する場合は、コスト低減の観点から見積合わせを行うよう努める必要がある。

(問17) 事前着工に当たって必要な書類は何か。

(答)

事業実施主体となる市町村が被災証明、内容審査を行う必要があることから、以下の書類を整備・保管しておく必要がある。

(1) 次のことがわかる書きもの、あるいは写真等

①施設の被害の状況

②作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、あるいは領収書などの書類

(問18) 本事業の申請手続きはどうなっているか。

(答)

市町村が事業の要望調査を実施するので、これに応じて要望を行うことがまず必要となる。その後、市町村の指導のもと経営体調書（事業計画書）や助成金交付申請書を作成し、申請していただくこととなる。

対象範囲

(問19) 半壊の場合、修繕又は再建のどちらを採用するか判断はどのように行うのか。

(答)

半壊部分の修繕で済むか、再建の必要があるかについては費用を比較するなどして判断することとなる。

(問20) 再建、修繕は被災前の施設等と同程度のものとされているが、「同程度」とはどのようなものか。

(答)

被災前の施設等と同種、同規模、同機能のものを再建することを想定している。「同程度」について、施設ごとに仕様が異なるほか、再建・修繕に必要な資材の入手や工法も多様であることから、国が一律に基準を示すことは困難なため、市町村ごとに判断を行っていただきたい。

(問21) 施設の機能強化や規模拡大を行う場合の取扱いはどうなるか。

(答)

施設の機能強化や規模拡大を行うなど、被災前と同程度を超える整備を行う場合には、超える部分を自己負担すれば実施可能である。

具体的には、複数社（3者以上が望ましい）から同程度の施設と機能強化や規模拡大した施設の両方の見積もりを徴収し、同程度の施設の見積もり額が助成の対象となり、その差額が自己負担となる。

(問22) 被災前の施設が国の補助事業で整備した施設である場合、助成対象となるか。

(答)

本事業では助成の対象となるが、過去に実施した補助事業における規定に従った手続きを行う必要がある。

(問23) キノコ栽培、わさび用ハウスや内水面漁業用ハウスは対象となるか。

(答)

本事業は農産物の生産に係る施設の再建、修繕を助成しており、キノコ栽培（菌床、原木）、わさび用ハウスは対象となるが、内水面漁業用ハウスは対象としていない。

(問24) いわゆるトンネルは助成の対象となるか。

(答)

本事業は、農産物の生産に必要な施設の再建・修繕を支援するものであり、いわゆるトンネルは施設ではなく単なる資材であることから対象としていない。

(問25) 果樹のハウスが被災している場合において、別の成園（露地栽培）にハウスを設置する場合、撤去費及び別ほ場でのハウス整備は対象となるか。

(答)

被災した施設の再建・修繕については、原則として被災前と同程度の施設を原型復旧することとなるが、農業経営上の判断から、別の成園（露地栽培）にハウスを設置することは差し支えない。この場合、その理由及び必要性を整理しておくことが重要である。

例えば、一般的に別ほ場の成園は被災施設と規模・形状等が異なるが、本事業では被災前と同一面積の範囲までが助成対象であり、これを超える場合は自己負担となることに注意するとともに、市町村は再建・修繕に当たり、事前に設置箇所の面積確認を行うなど、十分に確認を行う必要がある。

補助対象の詳細

(問26) 再建に当たり、加温用ボイラーや水耕栽培用ベンチ等の附帯施設の購入は支援の対象となるか。

(答)

被災前と同程度の附帯施設の購入は対象となる。

(問27) 観光農園を再建する場合、どこまで対象となるか。

(答)

本事業は農産物の生産に必要な施設の復旧を目的としていることから、生産に必要なハウスや農機具格納庫等は対象となるが、加工施設、直売施設、休憩施設等は対象とならない。

(問28) ハウスの中に果樹棚がある場合の撤去の取扱いはどうなるか。

(答)

実質的に2つの施設があるので、ハウスと果樹棚それぞれについて助成（該当する助成単価を適用）することができる。

(問29) 畜舎を再建する際、家畜を一時待避させるための仮設畜舎の設置（又はレンタル）は対象となるか。

(答)

畜舎の撤去、再建に当たっては家畜の一時待避は不可欠であり、仮設工事の一環と考えられることから対象として差し支えない。なお、仮設畜舎の仕様（規模・構造等）については必要最小限となるよう事業実施主体である市町村と相談の上、適切に対応する必要がある。

(問30) 加温器用の重油が流出したり、粉碎したガラスが散乱するなどして土壌を汚染している場合、土の入れ替えは助成の対象となるか。

(答)

土壌汚染に係る土の入れ替えについては本事業の助成の対象とならないが、所定の要件を満たす場合には「災害復旧事業（農地・農業用施設等）」（農村振興局）を活用して実施することが可能である。

(問31) 加温器用の重油（タンク等に溜まっているもの）の撤去費は対象となるか。

(答)

タンク等はハウスの附帯施設であることから、この中に溜まっている重油の撤去、処分も対象となる。

(問32) 再建に当たり古材を使うことは可能か。

(答)

古材の活用は可能であるが、再建後の利用に十分耐えうるものであることに留意する必要がある。

(問33) ハウスの被覆材（ビニール等）のみの被災は対象となるか。

(答)

施設の修繕に必要な被覆材の購入は対象となる。

(問34) 大雪の被害を回避するためにビニールを切り裂いたが、この修繕も対象となるか。

(答)

ハウスの倒壊など、より深刻な被害を回避するために行ったものであることから、この修繕も対象となる。

(問35) 骨材等の廃材を処分するに当たって利益が発生する場合、事業費はどのように算定すればよいか。

(答)

廃材の処分に当たり利益が発生する場合は事業費から差し引く必要がある。

撤去関係

【撤去費に係る単価の区分】

定額助成の単価は以下のとおりとする（①～④については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）。

① 被覆材がガラスのハウス	1,200円/㎡
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス	880円/㎡
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290円/㎡
④ 畜舎	4,500円/㎡
⑤ 自力撤去	110円/㎡

(問36) 撤去費の単価について、自力撤去とそれ以外との考え方はどうなっているのか。

(答)

自力撤去とは、自家労働力及び知人等の手伝いのみで撤去作業を行い、作業や業務の対価としての支払いが発生しない場合を想定している。

なお、作業代金等の支払いが発生する場合は外注として取り扱い、自力撤去以外の単価（①～④）が適用される。例えば、

- ・ 解体業者に作業を発注する
- ・ 作業員を雇う
- ・ 作業機械等をレンタルする
- ・ 廃材の処分を業者に委託する

等の場合が該当する。

この場合において、お茶代、弁当代といった支出は作業や業務の対価ではなく外注とは見なされないため、業者に発注した作業代金等であることを明確にしておく必要がある。

(問37) 被災農業者等がグループをつくり共同で撤去を行う場合は自力撤去となるのか。

(答)

被災農業者等がグループをつくって撤去作業を実施する場合において、施主（ハウスの所有者）と作業員（他の被災農業者等）の関係が明確に区分されており、作業員に作業代金が支払われる場合は外注扱いとなるので、自力撤去以外の単価（①～④）が適用される。

なお、単に農業者等が集まり互いに作業を手伝うような場合は作業の対価としての支払いが発生しないことから、自力撤去の単価（⑤）を適用することとなる。

(問38) ガラスハウス等（単価①～④）を自力撤去する場合はどの単価が適用されるのか。

(答)

ガラスハウス等（単価①～④）の場合であっても、自力撤去する場合は110円/m²が適用される。

(問39) 単価②にはどのようなハウスが該当するか。

(答)

②の「被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス」には、骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用しているもの等）であるものも含めて差し支えない。

(問40) 撤去について、本事業と環境省の災害等廃棄物処理事業を組み合わせることは可能か。可能な場合、留意すべき点は何か。

(答)

基本的には緊急に撤去を要する場合は本事業を、それ以外の場合は災害等廃棄物処理事業を活用することを想定しているが、両事業を組み合わせることも可能である。

なお、実施する際は作業区分に重複がないこと、費用の二重計上とならないよう市町村で確認していただく必要がある。